

ご 連 絡

1. 新型コロナウイルス感染防止への対応

本財団では、政府の「緊急事態宣言」発出に伴い、令和2年5月6日まで、原則として役職員は在宅勤務とし、政府の延長発表に従い、本財団も令和2年5月末まで延長しましたが、「緊急事態宣言」解除後も未だ収束には至っておりません。

つきましては当分の間、ローテーション勤務を実施いたします。

一般財団法人造水促進センター